
第3回 飯南町議会定例会会議録 (第3日)

令和2年6月19日 (金曜日)

議事日程 (第3号)

令和2年6月19日 午前9時開議

- 日程第1 委員長報告
日程第2 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告
日程第2 討論・採決
追加日程第1 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について
追加日程第2 議案第59号 令和2年度飯南町一般会計補正予算 (第4号)
追加日程第3 議案第60号 令和2年度飯南町病院事業会計補正予算 (第3号)
追加日程第4 閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員 (10名)

1番	早 樋 徹 雄	2番	小 野 覚
3番	伊 藤 好 晴	4番	瀧 尻 行 雄
5番	門 眞 一 郎	6番	熊 谷 兼 樹
7番	内 藤 眞 一	8番	高 橋 英 次
9番	景 山 登美男	10番	安 部 丘

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 高木 ゆかり 書 記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町 長 山 碕 英 樹 副 町 長 塚 原 隆 昭
教 育 長 矢 飼 齊 教 育 次 長 永 井 あ け み
総 務 課 長 大 谷 哲 也 地 域 振 興 課 長 長 島 淳 二

企 画 財 政 課	那 須 忠 巳	住 民 課 長	藤 原 清 伸
産 業 振 興 課 長	森 山 篤	保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵
建 設 課 長	那 須 和 博	建 設 課 総 括 監	藤 原 一 也
基 幹 支 所 長	和 田 真 一	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	会 計 管 理 者	門 脇 貴 子
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前9時00分開議

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、8番、高橋英次君。

○総務厚生常任委員長（高橋 英次） 議長。8番。

○議長（早樋 徹雄） 8番、高橋英次君。

○総務厚生常任委員長（高橋 英次） はい。

おはようございます。ただ今より委員会審査報告を行います。

令和2年6月19日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。総務厚生常任委員会委員長、高橋英次。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、承認。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））、承認。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号））、承認。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度飯南町病院事業会計補正

予算（第1号））、承認。

議案第41号 飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第42号 飯南町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第43号 飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第44号 飯南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第45号 飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第46号 飯南町自動運転長期実証実験に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第49号 財産（町営バス車両）の取得について、原案可決。

議案第50号 財産（飯南町消防ポンプ自動車）の取得について、原案可決。

議案第51号 財産（飯南高校支援公用バス車両）の取得について、原案可決。

議案第52号 飯南町の辺地に係る総合整備計画の変更について、原案可決。

議案第54号 令和2年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第55号 令和2年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第56号 令和2年度飯南町病院事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、5番、門 眞一郎君。

○教育経済常任委員長（門 眞一郎） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、門 眞一郎君。

○教育経済常任委員長（門 眞一郎） 5番。

委員会審査報告を行います。

令和2年6月19日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。教育経済常任委員会委員長、門眞一郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第47号、件名、令和2年度（交付金）新衣掛団地3期建設工事請負契約の締結について、審査の結果、原案可決。

議案第48号 財産（除雪ドーザ）の取得について、原案可決。

議案第 57 号 令和 2 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

議案第 58 号 令和 2 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、7 番、内藤眞一君。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、内藤眞一君。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 7 番。

おはようございます。審査報告を行います。

令和 2 年 6 月 19 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。予算特別委員会委員長、内藤眞一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて(令和元年度飯南町一般会計補正予算(第 8 号))、承認。

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 2 年度飯南町一般会計補正予算(第 1 号))、承認。

承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて(令和 2 年度飯南町一般会計補正予算(第 2 号))、承認。

議案第 53 号 令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

日程第 2 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第 2、討論、採決を行います。

これより全議案に対する討論に入ります。討論はありませんか。

まず反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言を許します。

【議長と呼ぶ声あり】

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。3番。

議案第43号 飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、新型コロナウイルスに感染した場合や、発熱などにより感染の疑いがある場合において、傷病手当金が国民健康保険に加入している被用者にも支払われるようにするものであり、国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」の決定に基づき、厚生労働省が3月10日に発出した事務連絡に基づく改正であります。

今回この改正がなされること自体は歓迎であります。

ただ、今回の条例改正は、傷病手当が国民健康保険の加入者にも広がるものではありませんが、個人事業主・フリーランスなどが対象外となっていることに課題が残ります。

確かに、国の事務連絡にあった内容としては、被用者に支給する傷病手当金のみでことたりるようにはなっております。

しかし、他の自治体の例を見ますと、私が調べた限り、岐阜県飛騨市と鳥取県岩美町は新型コロナウイルス感染症で療養のため働けなくなった場合に、国が支援する被用者だけではなく、自治体独自の財政措置も行い、個人事業主も対象に含めることになったと聞いております。そのうち岩美町では、国からの臨時交付金なども活用して、一般会計から繰り入れるそうです。なお、両自治体とも前年度の事業所得を365日で割った1日分の3分の2の額を支給するとされております。支給要件は被用者向けの傷病手当金と同じであります。

なお、被用者のみを対象とし、個人事業主を対象外とすることで、次のような事態が生じます。夫婦二人でお店を営んでいる場合に、事業主の配偶者である家族専従者が新型コロナウイルスに感染した場合には傷病手当金が支払われます。その一方で、事業主本人が新型コロナウイルスに感染した場合には傷病手当金の支払いありません。

さらに、被用者は有給休暇を取ることもできますが、個人事業主の場合「休めば収入が途絶えるし、このくらいの発熱なら単なる風邪だろうから大丈夫」こういうふうを考えて、店を開けて営業を行ってしまう可能性も考えられます。

担当課長は、岩美町の実態などもつかもうとされたようですが、つかみ切れておりません。本定例会終了後も、実態把握に努められることを望みます。

今後、第2波・第3波も発生する可能性がある中で、個人事業主を対象にすることについて、本町においても検討を行うべきと考えます。

今後、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図ることが必要になった際には、速やかに国

保条例を改正する、あるいは、町単独の施策を策定するとともに財源措置を行うように求め、賛成討論とします。

なお、私が先に本会議で行った質疑に対する12日の答弁で、「事業主の場合、事業収入扱いなので、別の救済措置（持続化給付金など）での支援策があります」と発言されておりますが、持続化給付金と傷病手当金は、まったく趣旨が違っていると私は考えております。

この点をよくよく精査され、改められるよう要求いたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論の発言はありますか。

【議長と呼ぶ声あり】

○議長（早樋 徹雄） 6番、熊谷兼樹君。

○6番（熊谷 兼樹） 6番。

同じく賛成討論であります。若干視点が違う部分もありますので討論させていただきます。

議案第43号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。傷病手当金は本来、国保からは出しませんが、この条例改正により支給できるようにするものであります。社会保険のない零細企業で働く人や、個人事業主に雇われて働く人など、限定的ではありますが、国保被保険者にとっては、現在の新型コロナウイルスの感染が拡散継続する状況下において極めて重要なものであります。

3番議員から制度に対する多少課題は残った部分があります。ただ、この制度の中で一番大事な部分は事業主が感染が疑われた場合、休業を無指示による休業になった場合、本来であれば傷病手当金が支給できない部分を国保による立て替え払いによって、立て替え払いをするという部分にあります。そのことによって想定される、同時にコロナ感染をした企業の中で、事業所の中で、事業主が支払うべき部分を立て替えるということができるようになります。

ただ、その回復の後に徴収をするという部分もありますので、これがほんとにいいことなのかという部分については、課題が残る部分かと思えます。

ただ、今後、この制度が新型コロナウイルスに限らず、国保の傷病手当金が支給されるものになるように、町長には国に要望し、国保制度の改善に努めていただきたい。以上申し述べ賛成討論といたします。

○議長（早樋 徹雄） 他に討論の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、同意第7号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第7号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第7号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第8号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第8号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第9号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第9号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第10号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第10号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第11号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第11号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第12号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第12号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第12号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第13号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第13号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第13号は、原案のとおり同意する

ことに決定いたしました。

次に、同意第 14 号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第 14 号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第 14 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第 15 号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第 15 号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第 15 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第 16 号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第 16 号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第 16 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第 17 号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第 17 号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第 17 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第 18 号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第 18 号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第 18 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第 19 号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第 19 号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第 19 号は、原案のとおり同意する

ことに決定いたしました。

次に、同意第 20 号 農業委員会の委員の選任についてを採決いたします。

同意第 20 号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第 20 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第 1 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第 1 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯南町一般会計補正予算（第 8 号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第 2 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第 2 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 6 号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第 3 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第 3 号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて（令和元年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第 4 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第4号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度飯南町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第5号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度飯南町病院事業会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第6号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度飯南町一般会計補正予算（第2号））を採決いたします。

本案に対する委員長報告は承認です。

承認第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、承認第7号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第41号、飯南町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、飯南町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 42 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 42 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 43 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 43 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、飯南町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 44 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 44 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 45 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 45 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、飯南町自動運転長期実証実験に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 46 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 46 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、令和 2 年度（交付金）新衣掛団地 3 期建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 47 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 47 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、財産（除雪ドーザ）の取得についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 48 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 48 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、財産（町営バス車両）の取得についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 49 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 49 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、財産（飯南町消防ポンプ自動車）の取得についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 50 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 50 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、財産（飯南高校支援公用バス車両）の取得についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 51 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 51 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、飯南町の辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 52 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 52 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 3 号）を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 53 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 53 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、令和 2 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 54 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 54 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、令和 2 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 55 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 55 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、令和 2 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 56 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 56 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、令和 2 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 57 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 57 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、令和 2 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 58 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 58 号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で 10 時 15 分といたします。ただいまから議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午前 9 時 43 分休憩

.....
午前 10 時 12 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

ただいま、執行部から 3 件の追加議案が提出されました。追加議案は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加して直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加して、直ちに議題といたします。

町長から追加提出議案の上程を求めます。

○町長（山崎 英樹） はい、議長。

○議長（早樋 徹雄） 山崎町長。

○町長（山崎 英樹） はい、番外。

ただいまは追加提案をお認めいただきまして、追加提案をさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

案件は、報告1件、それから一般会計補正予算第4号、飯南病院事業会計補正予算第3号
の3件でございます。

報告につきましては、2月の除雪におきまして、一般の車との接触事故が発生をいたしまし
て、このほど示談が整ったことによりまして、その損害賠償につきまして専決処分を行っ
ておりますのでその報告をするものでございます。

また、一般会計補正予算につきましては、「新型コロナ対策」につきまして、国の第2次補
正が成立したことによりまして、本町といたしまして早期に必要な取り組みを行いたいもの
でございます。

また、先日の大雨により、河川、道路や農地、赤来中学校において災害が発生いたしまし
て、その当面の対応を行いたいもの、また、加田の湯におきまして、ボイラーが故障したこ
とに対して早期対応を行いたいものでございます。

また、病院事業会計につきましては、同じく「新型コロナウイルス」への対応を行いたい
ものでございます。

詳細には担当課長をして説明いたさせますので、慎重にご審議をいただきまして、適切
なご議決をいただきますようお願いいたします。

追加日程第1 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について

○議長（早樋 徹雄）

追加日程第1、報告第4号 議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたしま
す。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○建設課長（那須 和博） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須建設課長。

○建設課長（那須 和博） 番外。

報告第4号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処
分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記。処分事項。和解及び損害賠償の額を定めることについて。令和2年6月19日提出。飯南
町長。

次のページをお願いします。専決第2号。専決処分書。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。令和2年5月29日。飯南町長。

記。1、相手方。島根県邑智郡美郷町、個人。

2、損害賠償の額。424,786円でございます。これは損害額530,982円の責任割合80%部分となります。

3、事故の概要。令和2年2月18日午後7時30分ごろ、飯南町角井地内において、町委託運転手が運転する除雪車が作業中に後進した際、後方に一時停車していた車両に除雪車右後部が接触し車両前部が損傷したものでございます。県道川本波多線から角井自治会館方面に向かいます県道と町道との三叉路で除雪作業中に発生したものでございます。物損事故でございます。双方とも怪我はございませんでした。運転手には、作業中の後方確認の徹底、それから安全運転をお願いしたものでございます。

次のページの方へ、一覧表の写しを添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。説明は以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

追加日程第2 議案第59号 令和2年度飯南町一般会計補正予算（第4号）

○議長（早樋 徹雄）

追加日程第1、議案第59号 令和2年度飯南町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原副町長。

○副町長（塚原 隆昭） 番外。

議案第59号について説明します。

令和2年度飯南町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,540万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億4,255万4千円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和2年6月19日提出。飯南町長。

次のページ、2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入歳出いずれも歳入歳出合計のみ説明いたします。

歳入歳出合計それぞれ既決額に、1億1,540万8千円を追加し、80億4,255万4千円。

以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○企画財政課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須企画財政課長。

○企画財政課長（那須 忠巳） はい、番外。

その次のページ、事項別明細書です。めくっていただきまして、1、総括です。歳入の方は説明を省略し、歳出の補正財源内訳です。

国県支出金286万6千円の増。一般財源1億1,254万2千円の増です。ページめくっていただきまして、2、歳入です。款別の方で説明をします。款、国庫補助金は、コロナウイルス関連事業の国庫補助金ですが、地方創生臨時交付金は、一時分についての最終充当です。10分の10であるひとり親世帯への補助金などです。

続く款、繰入金は、今回のコロナウイルス関連事業費、事業費は1億円超に対する基金の充当です。下のページの方は、款、繰越金はコロナウイルス関連事業以外の事業に対する財源とするものです。歳入についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

大谷総務課長。

○総務課長（大谷 哲也） それでは、3の歳出でございます。

款、総務費、項、総務費、目、一般管理費。電算等臨時管理費につきましては、庁舎感染予防のためのウェブ会議システムの整備でございます。

○福祉事務所長（安部 農） 款、民生費、項、児童福祉費、目、母子父子福祉費。ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業につきましては、ひとり親世帯に生じている子育て負担増や収入減少に対する臨時特別給付金でございます。

○総務課長（大谷 哲也） 続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費。感染症予防事業でございますが、避難所の感染予防対策に必要な備品を整備するもの。また、町内関係機関や住民を対象にインターネットを活用したウェブ会議や保健指導、相談支援を行うための機器整備に関する経費でございます。

○病院事務長（高橋 克裕） 病院費。飯南町病院事業会計出資金ですが、コロナウイルス対策に係る整備に関して繰り出しを行うものです。詳細につきましては病院事業会計の方で説明します。

○住民課長（藤原 清伸） 続きまして、目、保健施設費。健康増進施設臨時管理費につきましては、先日6月14日に加田の湯のボイラーが故障しまして、そちらの緊急更新工事に伴います増額です。

○産業振興課長（森山 篤） 続きまして、予算書8ページ、款、商工費、項、商工費、目、

商工振興費。商業活性化重点支援事業ですが、新型コロナウイルス対策といたしまして、飯南町元気回復券を発行するための経費、及び新型コロナウイルス対策雇用継続応援金支給のための増額です。

○**教育次長（永井 あけみ）** 続きます、款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費。小学校共通臨時管理費につきましては、来島小学校の空き教室を活用して授業を行うため、エアコンを設置する工事費でございます。

続いて、目、教育振興費。小学校教育振興共通臨時管理費につきましては、感染防止のための衛生用品の購入と GIGA スクールに向けて教員用のタブレットを小学校分 45 台整備するものでございます。それから、要保護準要保護児童援助費につきましては、休校中の昼食代を支援するために援助費の方へ増額をしております。63 人、44 世帯でございます。

続いて、項、中学校費、目、学校管理費。中学校共通臨時管理費につきましては、頓原中学校の空き教室を活用しまして授業、また給食等の準備を行うための、エアコンの設置工事費でございます。

続いて、9 ページの方お願いいたします。目、教育振興費。教育振興共通臨時管理費につきましては、小学校と同様、感染防止のための衛生用品の購入。また、GIGA スクールと合わせて行います教員用のタブレット整備、27 台分でございます。

また、要保護準要保護生徒援助費につきましては、こちらも小学校と同様、休校中の昼食代を支援するというものでございまして、25 人、25 世帯分を計上しております。

○**建設課長（那須 和博）** 続きます、款、災害復旧費でございます。項、農林水産業施設災害復旧費でございます。こちら委託料でございますが、雨量が補助災害の基準を満たしたことから、災害補助事業申請するための査定設計書等の作成に要する費用でございます。

項、公共土木施設災害復旧費、目、同じく公共土木施設災害復旧費でございます。同じく、災害査定設計書等の作成に要する費用。また、河川等の緊急の土砂撤去等に要する費用の計上でございます。

○**教育次長（永井 あけみ）** 続きます、10 ページをお願いいたします。項、文教施設災害復旧費、目、文教施設災害復旧費でございます。文教施設災害復旧、応急復旧でございますが、赤来中学校のグラウンド崩壊に対します応急措置としまして、届け出のための測量、また応急措置に伴います工事費を計上しております。

○**総務課長（大谷 哲也）** 続きます、11 ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。給与費明細書につきましては、ひとり親世帯臨時給付金の事務に係る職員の時間外手当 22 万円を追加させていただくものでございます。それに伴いまして、11 ページから 13 ページの表を計上しているものでございます。説明は以上です。

○**議長（早樋 徹雄）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に賛成者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第 59 号、令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3 議案第 60 号 令和 2 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（早樋 徹雄）

追加日程第 2、議案第 60 号 令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。

議案第 60 号について説明いたします。

第 1 条、令和 2 年度飯南町病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第 1 款、病院事業収益。既決予定額に 46 万 2 千円を追加し、10 億 2,597 万 5 千円。

第 2 項、医業外収益。既決予定額に 46 万 2 千円を追加し、2 億 9,655 万 2 千円。

支出。第 1 款、病院事業費用。既決予定額に 46 万 2 千円を追加し、10 億 7,654 万 8 千円。

第 1 項、医業費用。既決予定額に 46 万 2 千円を追加し、10 億 6,189 万 4 千円。

第 3 条、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第 1 款、資本的収入。既決予定額に 534 万 4 千円を追加し、1 億 3,734 万 7 千円。

第 2 項、一般会計出資金。既決予定額に 131 万 4 千円を追加し、6,951 万 4 千円。

第 3 項、補助金。既決予定額に 403 万円を追加し、1,143 万 3 千円。

支出。第1款、資本的支出。既決予定額に534万4千円を追加し、2億931万3千円。

第1項、建設改良費。既決予定額に534万4千円を追加し、6,921万8千円。

令和2年6月19日提出。飯南町長。

次のページ、2ページをご覧ください。実施計画書です。目について説明いたします。

1、収益的収入及び支出。収入。目、補助金。既決予定額に462千円を追加し、160万1千円。支出。目、経費。既決予定額に462千円を追加し、2億4,378万3千円。

2、資本的収入及び支出。収入。目、一般会計出資金。既決予定額に131万4千円を追加し、6,951万4千円。目、国・県補助金。既決予定額に403万円を追加し、1,143万3千円。支出。目、有形固定資産購入費。既決予定額に534万4千円を追加し、6,921万8千円。

3ページをご覧ください。明細書です。1の収益的収入及び支出についてです。収入の方は、新型コロナウイルス感染症の対策分といたしまして補助金を受けるものであります。この補助金によりまして、支出の方、経費の消耗備品費の方で、1つは入院患者さんが利用される病室とですね、一般の病室を仕切るためのパーティションの整備。それと、コロナ患者さんが入院されているエリアで使用する電子カルテの1セットですね、一式を整備するものでございます。

続きまして、4ページ、2の資本的収入及び支出です。収入につきましては、一般会計出資金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をもちまして繰入を行うものでして、これについては、補助金で対象にならない部分について、こちらの方で整備をするものです。国・県補助金につきましては、コロナ対策のための補助金が出ておりますのでこちらの方で処理するものです。

これによりまして支出の方ですけれども、支出の方では、機械及び備品購入費として、1つ目に、个人防护具等の自動処理機ということで、使用済みのもので、个人防护具を処理する機械を1台導入する。2つ目に、簡易陰圧装置ですね。これまで、先ほど議決いただきました整備の中にも含まれておりましたが、3台の整備をしておりまして、飯南病院では、4床ですね、4部屋入院患者受け入れを予定しております。その4台目の簡易陰圧装置をこれにより整備するものです。あと、感染症患者搬送用陰圧ストレッチャーということで、ストレッチャーの周りにですね、そういった飛沫等がおこらないように、陰圧にしてですね、患者さんを搬送するというようなストレッチャーがありますので、これを整備して、安全に院内での移動をするというものです。

ここまですでですね、補助金による整備でして、一般財源交付金として、整備するものについては、非接触サーモグラフィということで、病院にいらっしゃった来院者の方ですね、発熱の状況等を知るためにですね、基本的にはお申し出によって、そういったところ発熱の状況をお伺いするわけですが、そういったところ補完する意味でですね、待合エリア等にこういったものを設置してですね、発熱の状況を管理するものでございます。整備については以上のような状況です。

次のページ、予算書の次のページですけれども、5ページにキャッシュ・フロー計算書の方

をのせております。合計のみ言います。

- 1、業務活動によるキャッシュ・フローですが、合計が4,114万8千円。
- 2、投資活動によるキャッシュ・フロー、合計がマイナスの5,149万2千円。
- 3、財務活動によるキャッシュ・フロー、合計がマイナスの1,418万円。

これによりまして、資金増減額がマイナス2,452万4千円となりまして、期末残高の方は、3億1,842万7千円となります。

6ページから予定貸借対照表の方付けております。資産の部の方ですけども、資産合計の方は、21億5,679万7,928円。次のページに行きまして、負債の部、負債合計が12億587万1,338円。資本の部、資本の部合計が9億5,092万6,590円。負債・資本合計しますと、21億5,679万7,928円となります。説明は以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

【議長と呼ぶ声あり】

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君。

○3番（伊藤 好晴） はい。3番。

予算に直接係わってないかもしれませんが、予算概要説明資料の中でですね、4条予算の説明の中で、帰国者・接触者外来での云々という説明がありますけども、飯南病院におけるこの帰国者・接触者外来の開設状況というのはあるんですか。今。ちょっとここんどこ違和感があったもんですからちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質疑に対する答弁を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） はい。番外。

帰国者・接触者外来の設置があるかどうかということですけども、感染疑いの患者さんを診察する場合は、うちの方でも常にそういった診察をすることはありますけども、そういったところ診る名称としてですね、帰国者・接触者外来というふうに統一して呼んでいるところですけども、実際にこういったものを設置して、うちの方で疑いの患者さんの診察をしているというふうにしております。よろしいですか。

○3番（伊藤 好晴） はい。

その都度、患者さん来れば対応するのでそれはそういうふうによんどるということではないですかね。

ちょっとそこらへんで、熱とかいわゆるその37度5分以上の熱がある人とかいうのは、まず、保健所にある、帰国者・接触者外来へ連絡してということが書かれておりまして、現実的には、飯南病院で対応していないんじゃないかと思っておりますけども、それいかがですか。

○議長（早樋 徹雄） 3番、伊藤好晴君の質疑に対する答弁を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） はい。議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） はい。番外。

今、3番議員おっしゃるとおり、そういった症状がある方はまずは保健所の方、センターの方へ連絡をしていただいて、そこでご判断いただいて、お近くの病院の方で、診察受けてくれということになれば、こういった帰国者・接触者外来と呼ばれるところで診察をするわけですけども、病院の方にそういった問い合わせがあればですね、今回のコロナ対策の中で、きちんとエリアを限定してですね、他の方と接触がないように、また、感染予防がとれる場所ですね、こういった診察、検査をしているところです。

○議長（早樋 徹雄） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまから起立による採決を行います。

議案第60号、令和2年度飯南町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第4 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配布の申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

○町長（山崎 英樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 山崎町長。

○町長（山崎 英樹） はい、番外。

議長のお許しをいただきまして、お礼を申し上げます。

9日より開会した本定例会におきましては、議員各位には、連日にわたり慎重にご審議をいただきまして、ただ今は、提案いたしました全議案につきまして原案どおり可決をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

そして、今回も本会議、委員会を通じまして多くのご意見、ご指導をいただいたところでございまして、今後の行政執行、施策の立案に活かしてまいります。

今回は特に、新型コロナウイルスへの対応についてのご意見を多くいただいたところでございしましたが、そうした中でこれまでの取り組みにつきまして評価の言葉もいただいたところでございまして、職員にとって大きな励みとなるところであり、一層の努力をお誓いするところでございます。

この、新型コロナウイルスにかかる影響は、長期になるものでございますが、今回、可決いただきました補正予算などスピードをもって執行し、住民の皆さま方の痛みを少しでも和らげてまいりたいと思っております。

特に、全町民を対象といたします「元気回復券」商品券につきましては、昨日も議長よりご指摘がございましたが、私も率先して飲食店、商店、あるいはお菓子屋さん、酒屋さん、そうしたところを利用いたしまして元気回復を喚起したいと思っておりますが、まさに、この制度は、議会、執行部共になって作り上げたものだというふうに思っております。

ぜひ、議員各位におかれましてもそうした姿を町民の皆さまにご披露いただいたり、あるいはまた、呼びかけをしていただきたいとお願ひもするところでございます。

そして、また、先ほど議案説明で、説明の機会を失したようでございますので、このあいさつということではイレギュラーかと思っておりますけれども、大切なことでございます。少し内容に触れさせていただきますけれども、昨日の全協につきまして、この元気回復券につきましては、500円というようなですね、単位を設けてはどうかというご意見いただきました。

まったくそのとおりだと思っておりますけれども、今回、この元気回復券は2つの目的。1つが家計の一助とすること。そして町内の消費喚起を行うことということでございます。かつ、短期間で、そうしたですね、町内の元気を回復しようというものでございます。

そうした時にご指摘のとおり、高齢者の方はなかなか1回の、お一人で1回の食事ですね、千円ということはどうかと思っておりますけれども、ぜひとも、これまで例えば800円のところは、量を少なくしてもですね、更にランクの大きいもの食べていただくとか、あるいはそうしたご意見いただいた中で、これからそれぞれの飲食店としっかり協議してまいりますけれども、

そうしたところについては、食事プラス何らかのですね、例えばそのまんじゅうがあれば、まんじゅうも一緒に買ってもらえると、飲食だけじゃなくして、そうした品物もですね、いろんなお菓子なども買っていただくということで、千円以上の商品券をお使いいただくということで、額面は千円ですね商品券にさせていただきたいということでございますので、ご理解いただきますよう、また、そうした趣旨もですね、また、今申し上げましたようにぜひとも町民の皆さま方にお伝えいただければ大変ありがたいというふうに思うところでございます。

本年度も第1四半期が終わろうとしておりますが、本年度のこれまでの間、まさに、新型コロナウイルスへの対応に終始したところでございまして、本年度の事業執行にも支障が生じておりますけれども、職員一致してできるだけの努力を行い、住民福祉の向上を進めてまいらねばならないと思っております。

議員の皆さま方には、引き続きのご指導とご協力をお願い申し上げまして、お礼といたします。たいへんありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和2年第3回飯南町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前10時46分閉会
